

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (9-2)
根 拠 条 項：第5条第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 14日以内
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）
備 考：